

税務かわら版

Vol. 14 平成25年秋冬号



税理士 村野憲一事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-22-12

藤和銀座一丁目ビル8階

TEL 03-3561-3824

<http://www.murano-tax.com>

担当 武田

向寒の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トピック「平成 26 年の税制改正事項」

平成 26 年 4 月 1 日から消費税の税率が 8%へ引き上げられることは皆さんご存じのとおりですが、他の改正事項について一部ですがお知らせいたします。

(1) 平成 26 年以降の住宅ローン控除

平成 25 年で終了予定であった住宅ローン減税について、平成 26 年以降も延長、拡大されることとなりました。また、消費税引き上げに伴う駆け込み購入等の不動産市場の急激な動きを抑制するため、平成 26 年 4 月 1 日以降居住開始の住宅については控除額が多く設定されています。ただし、平成 26 年 4 月 1 日以降居住開始の場合であっても消費税の経過措置により消費税 5%で取得した住宅については、3 月 31 日以前の住宅と同様の控除額となります。

居住開始日	認定長期優良住宅等			一般の住宅		
	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の上限	控除率	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の上限	控除率
平成26年1月1日から 平成26年3月31日ま	10年間	3,000万円	1.0%	10年間	2,000万円	1.0%
平成26年4月1日から 平成29年12月31日ま	10年間	5,000万円	1.0%	10年間	4,000万円	1.0%

(2) 領収書等に係る印紙税の非課税範囲の拡大

現在、領収書に記載された受領金額が 3 万円未満のものが非課税となっていますが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、受取金が 5 万円未満のものについて非課税とされることになりました。

(3) 金融・証券税制の改正

上場株式等の譲渡所得・上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例措置が平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止され、平成 26 年 1 月 1 日以降は本則税率に戻ります。

平成 25 年 12 月 31 日まで 10% (所得税 7%、住民税 3%)



平成 26 年 1 月 1 日以降 20% (所得税 15%、住民税 5%)

それぞれの規定については適用要件等がございますので、ご検討の際はご相談ください。

以 上